

各位

熊本県商工観光労働部くまもとブランド推進課

くまモン復興シンボルマーク・旗印「くま紋」のご利用について

熊本地震により被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

このたび、本県では熊本地震により被害を受けられた県内の皆様を元気づけるために、また、県外及び海外の方々に対し熊本県の復興をアピールしていくために、くまモン復興シンボルマーク・旗印「くま紋」（以下、「シンボルマーク・くま紋」という。）を作成いたしました。

このシンボルマーク・くま紋のご利用につきましては、県内事業者の方々の支援という観点から、平成29年3月31日までの間、他のイラスト・ロゴの利用許諾とは異なる基準で利用許諾を行います。詳細につきましては、以下の一覧をご覧ください。

【シンボルマーク・くま紋の利用条件】

		他のイラスト・ロゴ	シンボルマーク・くま紋
（無償配布物含む） 商品・グッズ等	食 品	①熊本県内で製造されたもの ②熊本県外で製造され、熊本 県内のみで販売されるもの	
	食 品 以 外	・国内で販売されるもの	・食品に準じた取扱い（※）
広告物・掲 示 物・印刷物等	・国内で利用されるもの		

※商品（食品以外）の場合の利用条件は以下のとおり。

- ①製造地にかかわらず、県内に本社を置く事業者が製造・加工した商品。
- ②県外に本社を置く事業者が県内で製造・加工した商品、もしくは県内のみで販売する商品。

本件に関するお問い合わせ先

日本トータルテレマーケティング株式会社 くまモン利用許諾事務局

[TEL:096-300-5284](tel:096-300-5284) 受付時間：平日 9:00～15:00